

1 序

今回は、合同会社の社員関係と計算について解説します。合同会社は、株式会社と同様、社員有限責任原則が採用され、社員は一人でもよく、一人合同会社の設立・存続が認められています(資産管理会社や完全子会社としての利用等)。

定款には、社員の全てが有限責任社員である旨のほか、社員の氏名・名称と住所、社員の出資の目的とその価額が記載されます。社員の加入や出資(持分)の変更は定款変更事項となります。定款変更には原則として総社員の同意が必要です。

2 持分の譲渡制限と退社

業務を執行する社員の持分の譲渡については他の社員全員の承諾が必要ですが、業務を執行しない社員については業務執行社員全員の承諾で足りる。持分の譲渡について、定款で別段の定めをすることができます。持分譲渡制限を緩和することだけでなく、持分の譲渡を全面的に禁止することもできます。

社員の投下資本回収の原則的方法は、任意退社をして持分の払戻しを受けることです。各社員は、原則として、6か月前までに退社の予告をして事業年度の終了時に退社することができます。これについても定款で別段の定めをすることができます。任意退社を禁止することもできます。しかし、社員にやむを得ない事由があるときは、当該社員の退社を認めなければなりません。持分の払戻しは退社時の会社の財産状況に従ってしなければなりません。定款で持分払戻額の算定方法を定めることができます。持分払戻額が剰余金額を超える場合には債権者異議手続が必要となり、これに違反する場合には、退社員と当該業務を執行した社員は持分払戻額に相当する金銭支払義務を負うこととなります。

法定退社事由として、定款で定めた事由、総社員の同意、死亡・(当該法人社員が消滅する)合併等が挙げられています。定款において、死亡・合併における一般承継人(相続人等)による持分承継を認めることができます。社員を除名するには、対象社員以外の社員の過半数の決議(決定)に基づき、裁判所に対して、除名請求をしなければなりません。

合同会社においては、持分譲渡による第三者の会社参加を拒否し、退社による会社財産の流出を最小限にするよう、定

款上さまざまに工夫することができます。これが、合同会社の決定的なメリットです(閉鎖性と企業財産の維持)。

3 合同会社の計算

合同会社においては、会社債権者保護との関連において、持分会社一般に適用される計算規制の一部の適用が除外され、株式会社と基本的に同様の計算規制が適用されます。計算書類が作成され、会社債権者には、作成日から5年以内の計算書類閲覧等請求権が認められます。他方、計算書類の公告や大会社における会計監査人の設置は義務づけられていません。資本制度は、株式会社と比べて緩和されています。資本金の額は登記事項ですが、出資のうちどれだけを資本金として計上するかは会社自治に委ねられ、資本準備金や利益準備金(法定準備金)制度は設けられていません。

合同会社において、「剰余金配当」制度はありません。利益剰余金を原資とする「利益の配当」と出資の価額のうち資本金に計上されなかった資本剰余金を原資とする「出資の払戻し」が明確に区別されています。

合同会社においては、社員平等原則の定めがなく、利益の配当や残余財産の分配について、広範に定款自治が認められます。社員には、原則として出資の価額に応じて、会社の損失または利益が割り振られます。社員は、適宜、自らに割り振られた利益の配当を請求することができます。もっとも、複数の社員がいる合同会社においては、実務上の便宜に配慮して、定款で一般に、社員の過半数の同意により利益配当をする旨、定められており、この同意がない限り、社員は利益の配当を請求することができません。

社員は、定款を変更してその出資の価額を減少し、減少した価額に相当する出資の払戻しを請求することができます。出資の払戻しに際して、資本の額を減少して当該額を資本剰余金に振り替えることもできますが、このためには債権者異議手続を要します。したがって、出資の払戻しの原資は原則として資本剰余金となります。

株式会社の場合と基本的に同様の利益配当に係る財源規制と財源規制違反の場合の業務執行社員と利益配当を受け取った社員の責任が規定されています。出資の払戻しについても、剰余金額をベースとする同様の規制が設けられています。

●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 謙二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山 浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本 久美子
弁護士 山田 晃久	弁護士 柿平 宏明	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一 <small>(登記簿記載)</small>	弁護士 高橋 瑛輝
弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉 <small>(登記簿記載)</small>	弁護士 山本 一貴	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 浜田 将裕
弁護士 江藤 寿美怜	弁護士 祐川 友磨	弁護士 富川 諒	弁護士 山越 勇輝	弁護士 山本 浩平	弁護士 新澤 純	弁護士 鈴木 啓市
弁護士 小宮 俊 <small>(登記簿記載)</small>	弁護士 池本 直記	弁護士 新 智博	弁護士 松井 立平	弁護士 大塚 由梨	弁護士 菊地 悠	弁護士 丸山 悠
弁護士 笠木 貴裕	弁護士 榎本 辰則	弁護士 金木 伸行	弁護士 西川 昇大	弁護士 アダム・ニューハウス <small>(オプカウセル)</small>	弁護士 森本 滋	客員弁護士 吉岡 伸一
オプカウセル 弁護士 ルンダ・ローマン	法務部長 寺本 栄			オプカウセル 弁護士		